

コンプライアンス・ポリシー

Eホールディングス

- 株式会社 ECF
- 株式会社 片岡ビル開発
- ネットワーク・サービス株式会社
- 株式会社エヌエス・マネジメント

コンプライアンス推進委員会

- 電話（フリーダイヤル） 0120-130-834
- Mail compliance@e-hd.info

グループの皆さんへ

～コンプライアンス意識を高め正しい道へ前進するために～

- 当グループは、共通の経営指針である「三方よし（買い手よし・売り手よし・世間よし）」の精神をグループ一人ひとりが常に心掛けお客様からの信用・信頼を高めて行くことが大切であると考えます。
- グループとして、品質に優れた製品やサービスの提供を行うことによって「お客様の喜び」がイコール「グループ全体の喜び」として共有できる環境作りを推進することを使命とします。
- この使命を実現するためには、役員、社員一人ひとりがこの責任を理解し、常に正しい行動をとり、お客様からの信用・信頼を強固にしていくことが大切であると考えます。
- 当グループでは、コンプライアンスの定義を、「法令や定款・社内規程はもとより社会規範を遵守すること」とします。これを実現するために、コンプライアンス・ポリシーを制定します。

1. 法令・社内ルール・社会規範の遵守

- 法令や定款・社内規程はもとより、社会規範を遵守します。
- 業務に関連する法令等を遵守し、適正に業務処理を行います。
- 社内ルールを理解し、適正な業務処理を行います。
- 社会の一員であることを意識し、節度ある行動をとります。
- 一人ひとりが業務を誠実に履行し、不正な行為を行いません。

2. お客様が満足するサービスの向上

- 安全性と品質に優れた製品・サービスを開発、提供します。
- 常にお客様本位の姿勢で業務を遂行し、取引に際しては十分な説明を行います。
- お客様のニーズを把握して生活向上や課題解決に寄与し、お客様の満足と信頼を獲得します。

3. 企業価値を高める努力、永続的な発展

- 健全な企業活動に基づいて、収益を追求し、企業価値の向上に努め、永続的な発展を図ります。

4. 適切な情報開示を行います。

- 適切な情報を迅速に開示し、企業経営の透明性を高めます。
- 情報の開示に際して、虚偽の報告を行いません。
- 適正な会計処理を行い、信頼性の高い経営状況を報告します。
- 保存すべき情報を適正に管理し、必要な時に開示できる状態を保ちます。

5. 情報管理と守秘義務の徹底を行います。

- 情報資産や個人情報等を厳重かつ適正に管理し、情報システムのセキュリティについて適切な対策を講じ、安全な通信環境を構築します。
- 業務を通じて取得した情報は、関連する法律を遵守して厳重に保管します。
- 業務を通じて取得した情報は、業務外での使用は行いません。

6. 人権尊重と適正な労働環境の確保

- 企業活動に関わる全ての人々の人権を尊重し、人種差別やその他の差別、嫌がらせ、中傷等の相手に不快な思いをさせるような「全てのハラスメント行為」は行いません。また、このような言動や行動に同調したり見過ごしたりすることはしません。
- 労働関連の法律を厳格に守り、公正で誠実な企業風土の構築に努めます。
- 一人ひとりの個性を尊重し、多様な価値観や発想を尊重します。
- 常に安全・健康に配慮し、誰もが安心して働くことのできる環境づくりを行います。

7. 違法・反倫理的な行為の報告・対応

- 事業や活動に関して、違法な行為や社会的に不適切と思われる行為を発見したときは、社内規定等に基づき設置される相談窓口等を通じて迅速に報告するとともに、報告を受けた者は、必要に応じて弁護士等の外部専門家とも連携し、適切に対応するものとします。

8. 報告者の不利益な取扱いの禁止

- 正当な目的で違法な行為や社会的に不適切と思われる行為を報告した者に対し、このことを理由として、いかなる不利益な取扱いをすることはいたしません。

9. 反社会的勢力・団体への対応

- 社会の秩序と安全に脅威となる反社会的勢力に対しては、取引を含めた一切の関係を遮断するとともに、不当な要求に対しては、毅然とした態度で臨み、断固として拒否します。

10. 利害関係者の尊重及び公正な取引

- 事業遂行にあたり利害関係のある全ての皆様の正当な利益を尊重し、不公正な取引方法等の違法行為を一切行わず、またこれらの行為に関与せず、公正かつ健全な競争を通じて事業を健全に発展させ、社会に貢献します。
- お客様、仕入先やその他取引先との公正な取引関係を維持します。

11. 持続可能な発展寄与、環境保全と社会貢献

- 私たちは社会の一員としての責任を自覚し、地球環境の保全に対しても健全な事業活動や社会貢献活動を通じて、持続可能な未来の発展に寄与します。
- 廃棄物処理法等を遵守し、環境に配慮した事業活動を行います。

12. コンプライアンス推進委員会の指針

- コンプライアンス推進委員は、従業員の模範として、本ポリシーに定める事項を率先垂範するとともに、本ポリシーの実践に向けて実効性のある体制を構築します。
- 本ポリシーに反するような事態が発生した場合は、コンプライアンス推進委員が、問題解決にあたる姿勢を明らかにし、原因究明、再発防止、情報開示に努めます。
- 社会からの信頼を失うような事態が発生した時には、コンプライアンス推進委員が問題解決、再発防止に努めます。